

住民基本台帳事務における支援措置申出について（同意書）

令和 年 月 日にご申請いただいた住民基本台帳事務における支援申出につきまして、本日受け付けをいたしました。

なお、本申出につきましては、仮支援措置となります。申出者が相談機関に行かれた後、当市から相談機関（四街道警察署・子育て支援課等）へ意見照会を行い、回答を得た後に正式決定となりますので、お早目に相談機関へ行かれますようお願いいたします。

また、申請日から1ヶ月後（1ヶ月後の日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）までに相談事実が確認出来なかった場合（支援措置にふさわしくない回答があった場合も含む）は、仮支援措置を解除いたしますのでご注意ください。

※支援措置にふさわしくない回答があった場合は、不決定通知を送付します。

その他、住民基本台帳事務における支援措置申出書の趣旨をご理解いただくために、下記について必ずご確認ください。

記

↓☒を入れてください。

☐ 支援期間中（仮支援措置期間含む）、住民票、戸籍の附票（除票含む）の申請は、窓口で申出者ご本人（又は同一世帯員）の申請を原則とします。やむを得ず代理人に依頼する場合は、別途「**住民基本台帳事務における支援措置申出に係る代理人選任届**」をご提出ください。代理人選任届には有効期間を設けていますので、継続される場合は期限内のご提出が必要となります。

☐ 後日「支援措置決定（不決定）通知書」を住所地へ送付（特定記録・転送不可）いたします。ただし、特殊事情等により住所地以外の送付をご希望される場合は、別途「**支援措置実施に係る書類等送付先変更依頼書**」の提出が必要となりますのでご注意ください。

☐ 住民記録システムを設置している庁内他課（課税課、収税課、国保年金課、子育て支援課、選挙管理委員会等）及び関係市区町村（前住所地等）へ支援措置の情報が共有されます。ただし、上記システムが設置されていない課等、関係機関すべてに注意喚起されるものではありません。ご不安な点等がありましたら直接担当課へご相談願います。

また、必要に応じ支援措置の相談で聴取した情報を庁内他課と共有する場合があります。

（裏面に続く）

必ずご一読いただき、ご署名の上「支援措置申出書」と併せてご提出ください。

- 支援措置申出の際、官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類（免許証等）1点が必要になります。ただし、新規申出の場合に限り、緊急性の観点から、顔写真付きでない身分証明書（個人識別事項（氏名及び生年月日又は氏名及び住所）が記載されたものに限る）を2点以上提示いただければ申出を受け付けます。
- マイナポータル（マイナンバーカードで利用できる政府のオンラインサービス）によるご自身の情報照会が制限されます。また、次のサービスがご利用できなくなります。
 - ・ マイナンバーカードを利用したコンビニ交付
 - ・ 広域住民票及び広域戸籍証明書の発行
 - ・ マイナ保険証の利用（詳細は別紙参照）
- 婚姻・離婚・入籍など戸籍の届出や転居等の異動届出がある場合、改めて相談機関への相談の上、変更申出が必要となります。また、戸籍届出書の住所等の記載をマスキングしたい場合は別途「申入書」の提出が必要となりますので、変更事項が生じた場合は支援担当者までご一報ください。
- 支援措置は、申出のあった相手方とされる方からの請求を拒否するもので、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた第三者からの請求まで拒否するものではありません。

また、戸籍謄抄本は原則支援措置対象外となります。
- 申出のあった相手方とされる方（弁護士等からの職務上請求を含む）から請求があった場合、交付できない事由として、「支援措置申出のため」であることを伝えた上で、発行を拒否します。
- 支援措置期間は、申請日から1年間（仮支援措置期間含む。延長の場合は前回措置期間の終了日翌日から1年間）です。
- 支援措置延長を希望する場合、期限到来日の1ヶ月前から申出を受付けます（原則郵送での申出は受理しません）。延長の申出を行うにあたり、必ず相談機関への相談を行ってください。また、期限到来から1ヶ月経過後、延長申出が無かった場合は、自動終了となりますのでご注意ください。

※戸籍届出書の住所等のマスキング処理は継続されます。終了を希望する場合は、別途「申入書」をご記入ください。

必ずご一読いただき、ご署名の上「支援措置申出書」と併せてご提出ください。

住民基本台帳事務における支援措置の申出にあたり、上記につき同意します。

申出者氏名： _____（自署）

住 所：四街道市 _____

生年月日：M・T・S・H・R _____ 年 _____ 月 _____ 日
(西暦 年)

☐ 本同意書及び申出書の写しを受領しました。(受領後、☒を入れてください)

※以下市事務処理欄

受付日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

状 況：新規・延長・変更

期 間：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

受付者：窓口サービス課

相談先：☐四街道警察署

☐子育て支援課

☐保護命令決定書（写し）・旧住所の支援決定通知書

☐意見書省略（状況変化がない場合）

☐その他（ _____ ）

収 受 印

※ 1 枚（原本）当課控え、1 枚（複写）申出者控え